後期高齢者医療 の被保険者のみなさまへ

平成29年8月1日から

保険証が変わります！

新しい保険証は7月末までにお届けします。
新しい保険証の有効期限は、1年間です。

ただし、保険料の滞納がある場合は、有効期限の短い保険証を交付することがあります。

7月末まで

現在お持ちの保険証は、8月1日からは使用できません。

平成29年8月から

新しい保険証はみず色です。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』も変わります。

現在、減額認定証をお持ちの方へは、7月末までに保険証とは別にお届けします。

保険証・減額認定証に関するお問い合わせは

福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター
☎092651-3111
http://www.fukuoka-kouki.jp/
または、お住まいの市区町村の「後期高齢者医療制度担当窓口」まで

『詐欺（サギ）』にご注意ください！

役所の職員をかたり、医療費等の払い戻しがあるとウソの電話をかけ、ATM（現金自動預払機）を操作させて、現金をだまし取る事件が多発しています。被害にあわないようご注意ください！